

議案第 73 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,700 円」を「10,000 円」に改め、同号ただし書中「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円」を「433 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900 円」を「13,340 円」に、「13,700 円」を「14,170 円」に、「14,500 円」を「15,000 円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300 円」を「11,670 円」に、「12,100 円」を「12,500 円」に、「12,900 円」を「13,340 円」に改め、同表班長及び団員の項中「9,700 円」を「10,000 円」に、「10,500 円」を「10,840 円」に、「11,300 円」を「11,670 円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項第2号及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた市川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、公務災害補償支給額の算定の基礎となる補償基礎額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。